

第1章 はじめに

1 基本計画策定の趣旨

人権教育・啓発施策については、平成12年（2000年）12月に施行された「^{*}人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」において、地方公共団体の人権教育・啓発に関する施策について責務が定められ、その取組が求められています。本市においても、市民一人ひとりが基本的人権を尊重し、お互いの存在や違いを認め合い、支え合い、そして共に生きることのできる社会の形成を目指して、人権教育・啓発施策の総合的かつ効果的な方法で、継続的・長期的に推進を図る必要があります。

現在、私たちのまわりには、今なお、様々な人権問題が発生しています。女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人をめぐる人権問題のほか、近年の国際化、情報化、高齢化等の社会情勢の変化や価値観の多様化等による新たな人権問題、犯罪被害者等の人権問題やインターネットによる人権問題などがあります。このことは、^{*}人権尊重の理念やこれを実践する行動が、まだ十分に定着していないことなどが考えられ、人権教育・啓発に関するなお一層の取組が求められており、人権尊重の意識を高めることは市政の重要な課題となっています。

そこで、今後の人権教育・啓発の指針として、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や「鹿児島県人権教育・啓発基本計画」並びに平成15年度実施の「人権についての県民意識調査」の結果も参考にしながら、ここに「霧島市人権教育・啓発基本計画」を策定しました。

2 基本計画策定の背景

(1) 人権尊重の国際的潮流

20世紀において、二度にわたる悲惨な世界大戦を経験した世界の人々は、「平和」と「人権」がいかにかけがえのないものであるかを学び、国際平和やあらゆる国家間の友好関係の発展とともに、人権と基本的自由を奨励するための国際協力を願って、昭和20年（1945年）10月、国際連合（国連）が設立されました。

国連は、昭和23年（1948年）12月の第3回総会において、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として、「^{*}世界人権宣言」を採択しました。

その後、国連は「世界人権宣言」の精神を実現するために、法的拘束力を持たせて、国際的な人権保障の実効性を高めるために、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）」と「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）」の二つの「^{*}国際人権規約」を昭和41年（1966年）12月の第21回総会において採択しました。

このほかに、国連では「難民の地位に関する条約」（昭和29年（1954年））、「人種差別撤廃条約」（昭和40年（1965年））、「女子差別撤廃条約」（昭和54年（1979年））、「^{*}児童の権利に関する条約」（平成元年（1989年））など多くの人権に関する条約を採択しています。

また、こうした条約等の採択だけでなく、「^{*}国際婦人年」、「^{*}国際児童年」、「^{*}国際障害者年」、「^{*}国際識字年」や「国連婦人の10年」、「国際障害者の10年」といったテーマ別の国際年を定めるなど、重要な人権課題についての集中的な取組を進めてきました。

しかし、これらの様々な取組にもかかわらず、世界各地において人種や民族、宗教などの違い、あるいは政治的対立や経済的加害に起因する地域紛争、飢餓、難民、テロなどの深刻な人権問題が後を絶たない状態が続いています。

このような国際社会の深刻な状況を前にして、世界人権宣言45周年となる平成5年（1993年）6月に、ウィーンにおいて第2回世界人権会議が開催され、この会議において、すべての者の人権及び基本的自由が普遍的であることを確認し、人権教育の重要性を強調した「ウィーン宣言及び行動計画」が採択され、「人権教育のための国連10年」の必要性が提起されました。

こうした人権の確立を目指す流れを受け、平成6年（1994年）12月の第49回国連総会では、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）の10年間を「人権教育のための国連10年」と宣言する決議と、人権尊重の文化が普遍的に確立されることを求めて、世界各国において「人権教育」を積極的に推進するよう「人権教育のための国連10年行動計画」を採択しました。

国連行動計画の取組により、人権教育・啓発の方向がつけられ、各国において国内行動計画の策定や人権センターの設立など、様々な取組が推進されてきました。しかしながら、21世紀に入った現在においてもなお世界の各地で、人権が侵害され、生命の危険にさらされている現状があります。

国連行動計画の取組が最終年を迎えた平成16年（2004年）12月には、国連総会において、世界各国で引き続き人権教育を積極的に推進することを目的に、平成17年（2005年）から「人権教育のための世界プログラム」を開始する決議が採択されました。

（2）国・県の取組

我が国では、昭和22年（1947年）に「国民主権」、「平和主義」及び「基本的人権の尊重」を基本原理とする「日本国憲法」が施行され、この憲法が保障する基本的人権の確立とその擁護を図るため、「教育基本法」、「障害者基本法」、「高齢社会対策基本法」、「男女共同参画社会基本法」などの法律が制定されるとともに、各種施策が実施されてきました。

他方、人権尊重の潮流が国際的に進展する中で、国際社会の一員としての役割を果たすため、「国際人権規約」をはじめとする人権関係諸条約を締結し、基本的人権の尊重と、人権思想の普及・高揚に向けた取組を進めてきました。

このように、国際社会及び日本国内の人権問題をめぐる流れの中で、平成7年（1995年）12月に内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」が設置され、平成9年（1997年）7月に『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画（国内行動計画）が策定されました。

この国内行動計画は、「憲法の定める基本的人権の尊重の基本原則及び世界人権宣言などの人権関係国際文書の趣旨に基づき、人権の概念及び価値が広く理解され、我が国において人権という普遍的文化を構築することを目的に、あらゆる場を通じて訓練、研修、広報、情報提供努力を積極的に行うこと」を目的としています。

国は人権教育を推進するに当たっては、「人権にかかわりの深い特定の職業に従事するものに対する取組を強化するとともに、……（中略）女性、子ども、高齢者、障害のあ

る人、同和問題、アイヌの人々、外国人、[※]H I V感染者等、刑を終えて出所した人などの重要課題に積極的に取り組むこと」としています。

また、我が国固有の人権問題である同和問題の早期解決に向けた方策の基本的な在り方について検討した「地方改善対策協議会」は、平成8年（1996年）5月の意見具申において、差別意識の解消を図るに当たっては、「これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきである。」と提言しました。

このような流れの中で、平成9年（1997年）3月に、「[※]人権擁護施策推進法」が5年間の時限法として施行され、同法に基づき、「[※]人権擁護推進審議会」が設置されました。この審議会では、法務大臣、文部大臣及び総務庁長官から諮問された「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」（諮問第1号）の調査審議が行われ、平成11年（1999年）7月に答申が出されました。

これを受け、平成12年（2000年）12月には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」が施行されました。この法律は、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な施策の措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的としており、同法第7条の規定に基づいて、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、平成14年（2002年）3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。

また、「人権擁護推進審議会」は、法務大臣から諮問された「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項について」（諮問第2号）を調査審議し、平成13年（2001年）5月に答申を出しました。この答申では、人権侵害の被害者の救済に関する施策をより充実させるという観点から、「簡易・迅速・柔軟な救済を行うのに適した人権救済制度を整備する」ことが必要であり、実効性が高く、強制力と政府からの独立性を有する「人権救済機関」の整備を提言しました。

続いて、平成13年（2001年）12月には、諮問第2号に対する追加答申である「[※]人権擁護委員制度の改革について」を法務大臣に提出しました。

このようなことを受け、国は人権救済及び人権啓発の措置を講ずることにより、人権擁護の施策を総合的に推進し、もって、人権尊重社会の実現に寄与することを目的とする「人権擁護法案」を平成14年（2002年）3月に閣議決定し、国会に上程しましたが、平成15年（2003年）10月衆議院解散により自然廃案となりました。そこで、法務省では、答申の趣旨を踏まえ、現行制度の枠内において可能な範囲で、被害者に対するより実効的な救済を実現できるよう「人権侵犯事件調査処理規定」を改正しました。

鹿児島県においては、平成10年（1998年）12月の県議会において、「人権宣言に関する決議」が採択されたほか、平成16年（2004年）3月末現在、県内の16市町で人権宣言が採択されるなど、様々な社会問題を人権の視点からとらえる活動や差

別、偏見のないまちづくりの気運が高まりつつあります。また、国連が提唱した「人権教育のための国連10年」の取組を推進するため、平成11年（1999年）3月に鹿児島県行動計画を策定しました。この計画に基づき、「相互の人権が尊重され、人権という普遍的文化が息づく心豊かな郷土鹿児島の実現」のために、学校、家庭、地域社会、企業などあらゆる場を通じた人権教育・啓発の取組を積極的に進めてきました。

その結果、平成15年（2003年）9月に実施された県民意識調査において、「10年前に比べ、相手の立場を考えたり、他人を思いやるようになった（「どちらかといえばそう思う」を含む）」と回答した人が70%を超えるなど、人権に対する県民の意識は高まってきています。

平成16年（2004年）12月には、鹿児島県行動計画の内容を充実・発展させた「鹿児島県人権教育・啓発基本計画」を策定し、人権教育・啓発施策の効果的かつ総合的な推進が図られています。

3 基本計画の基本理念と目標

(1) 基本理念

人権とは、人間の尊厳について、すべての人が生まれながらにして持っているかけがえのない権利であり、人間が人間らしく生きていくために欠かすことのできない基本的権利です。すべての人が、人権を享有し、市民相互の間において共に尊重されることは、平和で、自由で、活力に満ちた、豊かな社会を作るための基礎をなすものであり、市民一人ひとりの能力が十分に発揮できる社会の必須条件です。

しかし、現実には、人々の自由、生存、幸福追求の権利、すなわち人権が侵害される場合があり、普段何気なく過ごしている日常生活の中にも、人権という視点から眺めてみると、様々な問題が生じています。

このようなことから、人権の尊重が世界共通の行動基準とされていることを踏まえ、学校、家庭、地域社会、企業・団体等、あらゆる場を通じて、市民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるようにすることを基本計画の理念とします。

(2) 目標

霧島市総合計画では、「人と自然が輝き、人が拓く、多機能都市」を将来像として掲げ、「人権の尊重」を施策の一つに位置付けています。また、礼儀作法の乱れ、道徳心の低下、人権の軽視、地域社会における連帯感や協調性が薄れていることから、豊かな心をはぐくみ、自主的学習や実践活動のより一層の推進を目指し、平成18年（2006年）11月に「道義高揚・豊かな心推進宣言」をしました。

これらを踏まえ、市民一人ひとりが人権の大切さを認識するとともに、個の違いを豊かさとして認め合い、日常生活の様々な場面で実践に結び付けることで「人権尊重のまち」を構築することを目標とします。

(3) 人権教育・啓発について

霧島市人権教育・啓発基本計画においては、人権教育について、国連の定義を引用し、「人権教育とは、知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」としており、本計画で用いる人権教育・啓発も同様の意味として用いています。

一般的に「教育」といっても、使われる場面によって意味・内容が「啓発」と重なり合う部分があり、明確に区分されるものではありませんが、必要に応じ人権教育と人権啓発を使い分ける場合があります。

その場合、人権教育・啓発推進法第2条に基づき、人権教育とは、「人権尊重の精神の[※]涵養を目的とする教育活動」を言い、人権啓発とは、「市民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する市民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)」をいいます。

4 基本計画の位置付け

この基本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」における地方公共団体の責務を踏まえ、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び鹿児島県の「人権教育・啓発基本計画」を参考に、また、「霧島市総合計画」や各種計画等との整合性を図りながら、人権教育・啓発に関する施策の基本的方向を示すものです。



鹿児島県の人権の花『ひまわり』

第2章 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

前章で掲げた同和問題をはじめ、様々な人権問題について常に配慮するとともに、人権意識の高揚を図るために実施してきた教育や啓発活動を踏まえ、人々が主体的な取組の中から、

- ・人権を自分自身にかかわる具体的権利として理解することができる
- ・自分の人権を主張する上で、他人の人権にも十分配慮する必要があるということの認識を深めることができる
- ・人と自然の共生や、国家や世代の枠組を越えて将来の世代も含めた人類すべてという広がりの中で、人権をとらえることができる

こととなるよう、積極的かつ継続的に人権教育・啓発の推進を図ります。

人権教育・啓発は、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象とするものであります。その活動を効果的に推進していくためには、対象者の発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、粘り強くこれを実施する必要があります。

また、人権教育・啓発の手法については、「法の下での平等」、「個人の尊厳」といった人権の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権問題に即した個別的な視点からのアプローチとがあることから、この両者を組み合わせ、親しみやすいテーマや分かりやすい表現を用いるなど創意工夫をこらして、事業展開を図ります。

なお、人権教育・啓発は、人々の心の在り方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性を尊重し、その内容はもちろん、実施の方法についても、人々の幅広い理解と共感を得られるものとなるよう努めます。

1 保育所（園）・幼稚園

（現状と課題）

保育所（園）・幼稚園は、生涯にわたる人間関係の基礎を培う大切な場であることから、家庭や地域と連携して、自立心やお互いを大切に作る豊かな人間性をもった子どもの育成に努めています。

保育所（園）・幼稚園においては、他の乳幼児とのかかわりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちを持って行動できるようにすることや友達とのかかわりを深め、思いやりを持つようにすることなど人権尊重の精神の芽生えをはぐくむよう、遊びを中心とした生活を通して保育・教育活動を推進しています。

また、すべての職員が、自ら豊かな人権意識を持ち実践することが必要であることから、人権問題についての知識・理解を深めるなど、研修を通して資質の向上を図っています。

家庭や地域社会と連携して、健全な心身の発達を図り、他の乳幼児とのかかわりの中で人権を大切に作る心をはぐくむなど、豊かな人間性を持った子どもの育成が必要です。

（施策の方向）

今後とも、生活体験、心身の発達段階の過程などを考慮し、他の乳幼児とのかかわりの中で人権を大切に作る心をはぐくむことができるよう、保育・教育活動の一層の推進に努めます。

また、すべての職員に対する研修の充実を図り、人権問題や人権教育に関する認識の深化と指導力の向上に努めます。

2 学校

(現状と課題)

学校においては、児童生徒の発達段階に応じながら、教育活動全体を通して人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にしたい人権教育の充実を図っています。また、家庭・地域社会や校種間等との連携を深め、人権教育の推進を図っています。

特に小・中学校では、教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、児童生徒の実態を的確に把握して、教育の機会均等を図り、学力の充実や進路保障に努めています。

また、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重する心をはぐくむとともに、基本的人権や同和問題など様々な人権問題についての正しい理解や認識の基礎を培う取組を推進しています。

さらに、あらゆる人権問題の解決に向けた態度・技能・能力の育成に向けて、多くの学習機会を提供し、参加型の学習等学習形態の工夫を図ったり、人権教育資料・人権教育指導事例集などの有効な活用を図ったりすることにより、教職員に対する研修にも視点を当てながら、人権教育を推進していますが、まだ十分とは言えません。

また、児童生徒のいじめの問題、障害のある人の問題、同和問題など様々な人権問題を自分自身の課題としてとらえ、解決に向けて実践していく態度を育成する必要があります。

さらに、学習したことが知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題や、教職員に人権尊重の理念について、更に認識を深めていく必要があります。

(施策の方向)

学校教育においては、国、県、市町村がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携しあいながら、児童生徒が発達段階に応じて、社会生活を営む上で必要な知識・技能、態度などを確実に身に付けることを通して、人権尊重の精神の涵養が図られることが求められています。

また、学校においては、自ら学び、自ら考える力や社会の変化に的確に対応する力、他人を思いやる心など豊かな人間性等の「生きる力」をはぐくんでいきます。

こうした基本的な認識に立ち、県との連携の下にあらゆる教育活動を通して以下の点に留意して人権教育を展開していきます。

- ・ 人権教育は、共生社会の実現や自己を尊重し他者を尊重する心をはぐくむことなどを視点とし、一人ひとりを大切にしたい教育が推進されるよう、学習内容や指導方法の一層の改善に努めます。
- ・ 人権教育の指導方法の改善を図るため、学校において人権教育の研修を深めるとともに、効果的な教育実践や学習教材等の収集に努めます。
- ・ 子どもたちの人権尊重の精神を涵養していくために、各学校が、人権に配慮した教育活動等に努めるなど、子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境づくりに努めます。

- ・ 家庭や地域社会などの連携を深め、更に協力も得ながら、社会性や豊かな人間性をはぐくむため多様な体験活動の機会の充実に努めます。
- ・ 人権教育にかかわる教職員研修を計画的に推進し、認識の深化と指導力の向上に努めます。

3 地域社会

(現状と課題)

地域社会は、様々な人々との触れ合いを通じて、人権意識の高揚を図り、社会の構成員としての自立を促す大切な場です。

本市では、生涯の各時期に応じて、各人の自発的意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、学習教材の整備や学習機会の提供に努めています。また、公民館等の社会教育施設を中心に人権教育を推進する指導者の育成と資質向上に努めるため、人権教育指導資料の作成を行うとともに、知識伝達型の講義形式の学習に偏らないように参加型学習を取り入れるなど、学習内容や方法の工夫・改善に努めながら、様々な人権課題に応じた指導者研修を実施しています。

地域社会には、女性、高齢者、同和問題など様々な人権問題が存在しています。また、人権教育・啓発活動が不十分という指摘もあります。したがって、地域の実情に応じた学習情報や学習機会の提供を支援するとともに、住民のニーズにあったテーマ設定による人権教育・啓発を推進することが求められます。

さらに、都市化の進行等により、市民に地域社会の一員としての意識が希薄になりつつあるため、青少年をはじめとするあらゆる人々との交流によるボランティア活動や自然体験活動などの多様な体験活動を人権尊重の心を培う機会として一層充実させることが必要となります。また、市民の自主的な人権教育・啓発推進のための組織づくりやその活動を促すことも重要です。

社会教育関係指導者の資質向上に関しては、参加型学習が、学習者の体験の域を出ず、発展的な学習が不十分と考えられるため、学習者の実態に即した目標や方向性、内容等を持った学習プログラムを開発することが必要となります。

(施策の方向)

市民が身近な地域において、様々な人権問題についての理解と認識を深め、人権尊重の意識に満ちた地域社会づくりを推進するため、生涯学習の振興のための各種施策等を通じて、人権に関する学習の一層の充実に努めていきます。

そのため、以下の点に留意して人権教育を実施してまいります。

- ・ 女性、高齢者、同和問題など様々な人権問題についての理解と認識を深めるため、公民館等の社会教育施設を拠点とし、人権に関する多様な学習機会を提供してまいります。そのため、研修の内容・方法について創意工夫を図り、地域社会において人権教育を推進していくことができるよう、専門性を備えた指導者の育成に努めます。
- ・ 学習のニーズを踏まえながら、学習意欲を高めるような参加型学習のプログラムを取り入れるなど学習内容や方法の工夫・改善を図ります。
- ・ 学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や豊かな人間性をはぐくむため、ボ

ランティア活動や自然体験活動をはじめとする多様な体験活動の機会の充実を図ります。

4 家庭

(現状と課題)

家庭は、子どもが豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎をはぐくむ上で重要な役割を担う場です。

日常生活における人権感覚を涵養するため、家庭教育に関する啓発資料の提供や、学習機会の提供、学習活動の促進を図りながら家庭教育を支援しています。

また、児童虐待をはじめとする家庭内における暴力等を未然に防ぐとともに、家庭の養育機能の再生強化を目指し、地域における家庭支援体制の拡充を図るため、人権擁護委員、^{*}民生委員・児童委員などによる相談、問題発見や関係機関によるネットワークの推進に努めています。

少子化や都市化・核家族化が進む中で、一方では親の過保護・過干渉、他方では、育児不安、しつけに対する自信の喪失などが見られ、家庭の教育機能の低下の問題が指摘されています。そのことが子どもの主体性や自主性を育てる上で大きな妨げになっています。

また、家庭においては、地域や学校等様々な場で学習したことが、日常生活において態度や行動に表れるような人権感覚をはぐくむことが求められています。

さらに、家庭内における暴力や虐待といった人権侵害も発生するなど深刻な問題も増えています。

(施策の方向)

子どもの人格形成を左右する家庭の教育力の向上を図るとともに、親自身が偏見や差別心を持っていないことを子どもに示すことができるよう、家庭教育に関する親の学習機会の充実や親への情報提供に努めます。

また、子育てに不安や悩みを抱える保護者等への相談事業や相談体制の充実に努めます。

さらに、家庭内における暴力や虐待などの人権侵害の発生を未然に防ぐために、学校などの他機関や地域との連携をより一層強め、相談活動機能の充実に努めます。

これらの業務を担う関係機関職員などに対する研修の充実による資質の向上を図り、家庭の教育機能の強化の支援に努めます。

5 企業・職場

(現状と課題)

企業（企業により構成される団体を含む）・職場は、その企業活動・営業活動等を通じ、地域社会に深くかかわるとともに、地域の雇用の場を確保する等地域や社会の構成員として人権の尊重される社会の実現に向け、重大な責任を担っています。

それと同時に、企業等の事業所は、^{*}公正採用選考人権啓発推進員の設置を推進し、出身、性別などによる差別なく、公正な採用を促進するとともに、公正な配置昇進など事業所としての人権の尊重を確保することに努めているところです。

各企業においては、経済のグローバル化や高度情報化、地球環境保護など、社会経済情

勢の急激な変化の中で、その社会的責任を自覚し、企業倫理を確立することの重要性が高まっており、その実現に当たって大きな役割を果たす人材の育成が必要となっています。

これらの各企業においては、それぞれの立場で多様な形の人権教育・啓発が推進されていますが、今後とも、出身、性別などによる差別なく、人権が尊重される明るい企業づくりを推進するとともに、就職の機会均等を確保するため企業・職場内における人権意識のさらなる高揚を図るための取組が必要です。

特に、そこに働く勤労者が人権を学習するためには、企業・職場の理解と協力が不可欠であり、厳しい経営環境の中ではありますが、雇用・労働条件や労働安全衛生などが低下することのないよう配慮することが重要となっており、企業や各職場内における学習しやすい環境や条件づくりの促進が期待されます。

また、企業は、障害のある人の自立と社会参加を促進するために、法定雇用率の達成に力を入れることが必要であり、今後一層、企業には取り扱う個人情報[※]を適正に収集し、利用し、管理することが求められています。

(施策の方向)

企業は地域社会の構成員でもあり、働きやすい職場づくり・人権を尊重し合える職場づくりに取り組むことによって、社会から信頼され、企業の発展につながるという認識を企業・職場内に定着させることが必要です。企業が、こうした認識に立って、人権尊重意識の高い職場づくりの形成と雇用・労働条件や労働安全衛生などの就労環境の整備、障害のある人に対する法定雇用率の達成、個人情報の適正な管理など、企業の社会的責任を果たす取組が推進されるよう、企業の役員等を対象とした人権研修の充実に努めます。

また、採用時や職場内での人権侵害を防止できるよう、公正採用選考人権啓発推進員の設置を一層促すとともに、その資質の向上に努めることができるよう、企業・職場における自主的な人権意識の高揚に向けた取組に対し、情報提供などの支援に努めます。

6 人権に関する職業従事者に対する研修等の推進

この計画の取組を推進するためには、あらゆる人を対象に人権教育・啓発を推進することが必要です。

この計画においては、人権に特に関係する職業従事者として、市職員等、教職員、社会教育関係者、保健福祉関係者、マスメディア関係者等が、人権に配慮して業務を遂行できるよう、様々な研修を通じて人権教育・啓発を重点的に推進することとします。

(1) 市職員等

(現状と課題)

市職員等に対しては、人権尊重の理念や同和問題など様々な人権問題の本質について十分に理解するとともに、その現状と課題について認識し、問題解決に積極的に取り組む姿勢を確立することを目標に職員研修を行っています。

人権が尊重される社会の実現に向けて、市職員等には、一人ひとりが人権感覚を身に付け、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行することが求められています。そのためには、人権に関する様々な課題をより広く、より深く認識し、その解決に向けて

真摯に取り組むことができる人権感覚の高い人間性豊かな職員の育成を図る必要があります。

(施策の方向)

市職員等に対しては、同和問題をはじめとした研修会を実施するとともに、各種研修教材の整備及び情報の提供を行い、職場内研修や自己啓発を活用しながら、より高い人権意識の醸成に努めます。

また、地域社会における女性、子ども、高齢者、同和問題などの様々な人権問題の解決に向けて、公務員として積極的に役割を果たすことができる職員の育成に努めます。

(2) 教職員・社会教育関係者

(現状と課題)

学校における人権教育の推進に当たっては、学校教育の担い手である教職員が子どもの人権意識の高揚を図る上で、教職員自らが豊かな人権意識を持つことや人権教育に関する知識・技能を向上させることが不可欠です。

子どもたちが豊かな人権感覚をはぐくむためには、教職員が重要な役割を担っています。しかし、教職員の人権尊重の理念に関する認識に差がある等の問題も指摘されています。

こうしたことから、教職員に対しては、各学校の実態に応じた日常的な研修を基本としながら、本市の実施する研修会等への参加を通して、人権教育に関する認識の深化と指導力の向上を図るとともに、学校への派遣研修等により、人権教育の充実に努める必要があります。

社会教育においては、社会教育関係者が、地域社会における人権教育に関する学習活動を積極的に推進していく役割を担っています。

そのため、社会教育関係者に対しては、地域社会において人権教育を先頭に立って推進していく指導者としての資質の向上が求められています。

また、地域住民が個々の人権課題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断して行動する心構えや習慣が不十分ではないかと指摘されています。その克服のためには、地域社会において人権教育を指導、助言する立場にある社会教育関係者の人権教育に関する認識の深化と指導力の向上を図ることが必要です。

(施策の方向)

教職員については、各学校における日常的な研修・各種人権研修会への参加を基本としながら、教職員自らが豊かな人権意識を持ち実践すること、いじめ、障害のある人の問題、同和問題など様々な人権問題についての理解と認識を深めること、人権教育に関する知識・技能を向上させることなど、実践力や指導力の向上を図ります。併せて、子どもの人権に関する問題にも対応できるよう教育相談に関する研修の充実に努めます。

また、研修等を通じて教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念について十分な認識を持ち、子どもへの愛情や教育への使命感、教科等の実践的な指導力を持った人材

を養成していきます。その際、教職員自身が様々な体験を通じて視野を広げられるような機会の充実を図っていきます。

さらに、社会教育関係者に対しては、地域社会における人権教育に関する認識の深化を図るとともに、専門性を備えた指導者としての資質の向上を図るため、研修の一層の充実に向けていきます。

(3) 保健福祉関係者

(現状と課題)

住民の最も身近な相談相手であり、子ども、高齢者、障害のある人等と接する機会の多い民生委員・児童委員、社会福祉施設職員等の保健福祉関係職員に対して、人権意識の高揚に向けた研修が十分ではありません。

保健福祉関係者の日常業務は、人から人にサービスを提供することが基本であることから、常にプライバシーの権利をはじめ、様々な人権に対する深い理解と認識とともに、人権に配慮した対応が求められており、引き続き人権研修に取り組んでいく必要があります。

(施策の方向)

保健福祉関係者に対する人権研修の充実と同時に、関係団体等における人権研修の充実を支援します。

(4) マスメディア関係者

(現状と課題)

マスメディアは市民生活と密接にかかわることから、市民の人権尊重の意識を形成する上で大きな影響力を持っています。

マスメディアは人権教育、啓発の推進を図る上で極めて有効な手段であり、関係者の積極的な取組が必要です。また、一方では、誤って報道された場合など、その権利侵害は非常に大きなものとなり、報道や取材活動等に当たっては、人権に常に配慮することが必要です。

(施策の方向)

マスメディア関係者に対し、その活動を通して積極的に市民に対して人権尊重の働きかけを行うよう要請に努めるとともに、常に人権に配慮した報道等が行われるよう促します。

(5) 医療関係者

(現状と課題)

医師、歯科医師、看護師等の医療関係者は、人々の生命や健康の維持増進に直接かかわる立場にあり、医療に関する高度な専門的知識はもとより、患者の意思を尊重し患者本位の医療を提供することが求められています。

そのためには、患者のプライバシーへの配慮など人権意識に根ざした行動・判断力が求められています。

(施策の方向)

医療関係者に対しては、インフォームド[※]コンセントの普及、徹底を図るとともに、人権意識向上のための人権教育・啓発が推進されるよう、関係諸団体と連携を十分に図ります。



太陽に向かってすくすくと伸びて大輪の花を咲かせる人権の花『ひまわり』